

# 戦後日本の税制の所得再分配効果

松 井 吉 三

1984年3月  
愛知大学大学院  
愛知論叢35・36合併号抜刷

## [ 論 説 ] 戦後日本の税制の所得再分配効果

松 井 吉 三

目 次

序

戦後日本の所得不平等化

財政支出の所得再分配効果

税制の所得再分配効果

1 概説

2 所得課税の所得再分配効果

3 消費課税の所得再分配効果

4 消費税を含めた税，社会保障の所得再分配効果

結び

### 序

(1)昭和40年代後半以後，経済成長の減速，借金財政の制約のもとで，社会保障，税制を通じた制度としての再分配政策が明らかに後退した。他方，所得分配の不平等化は継続している。

所得分配が不平等化すれば，再分配政策は強化されてもよいはずであるが，現実ではそのようになっていない。資本主義に内在する不平等化を緩和するものとして，戦後日本の財政は，高度成長期後半までは，後退傾向

とはいえ部分的な意義を有していた。しかし昭和40年代後半以後、財政による不平等化是正機能は全く放棄されたがごとくである。高度成長の終焉は、国家の再分配政策を大きく変えることとなった。

本稿では、以上の仮説を論証するために、戦後日本の財政とくに税制全般の所得再分配効果の減退傾向を、蓄積の進展にともなって生じた所得不平等化と合わせて統計的に検証する。

(2) OECDの最近の調査では、日本の所得分配は加盟国中最も平等であり、再分配効果は最も弱い（日本 - 「全国消費実態調査」）。

分配、再分配に関する近年の日本の主な研究によれば、戦後日本の所得分配は、昭和30年代の中頃まで不平等化し、昭和37年前後から44年頃にかけて著しく平等化し、その後若干不平等化した。<sup>(1)</sup> 税、社会保障をじた再分配効果は、昭和42年以後著しく減退した。<sup>(2)</sup> 各所得課税の再分配効果も、戦後全般的に低下した。申告所得税の再分配効果が、昭和44年以後目立って減退した。<sup>(3)</sup>

これに対して石崎唯雄氏は、「就業構造基本調査」を中心に推計した分配統計では、日本の所得分配はOECD加盟国の平均よりは不平等であり、ほぼアメリカ並みであるとされる。また、所得分配の動向の要因として最も影響力を持っているのは、高所得層については財産所得と個人業主所得の動向であり、低所得層については社会保障給付の動向である。そして中間層については、賃金格差の動向が最も強く影響を与えた<sup>(4)</sup>とされる。税、社会保障制度による再分配効果は、昭和20年代よりは30年代において若干改善されたが、42年度以後全く停滞的で、再分配効果のジニ係数<sup>(5)</sup>の低下率も減少したとされる。

人的分配研究としては、調査対象の最も広い「就業構造基本調査」に基づく石崎推計は、最も信頼できる。賃金格差要田の重視の論理は、本分析でも採用した。但し石崎氏は、税制について立ち入って論じていない。また筆者の知るかぎり、昭和50年代を網羅してなお且つ法人税を考慮した、税制全般にわたる再分配効果の戦後包括的な実証分析の文献はまだ出版さ

れてはいない。そこで本稿では、昭和50年代の諸結果をふまえて、戦後日本の税制全般の動態を明確にすることを中心に据えた。

(3) もとより分配研究としては、全ての不平等の関連の解明が重要である。経済成長と分配率、賃金格差、人的所得分配、世帯所得分配の諸関連を解明することである。とりわけ財産所得を網羅するため、法人所得を企業の支配者のものとして勘定に入れることが重要である。同様に再分配の諸政策の関連を解明して、資本蓄積型税財政構造を解明することが重要である。そのうえで当初所得分配と再分配政策との関連を問わなければならない。

本稿では、かかる問題に答える形で叙述を展開した。まず、法人所得を含めて、戦後日本の所得不平等化の動態に触れた。次に、不平等化是正の手段としての財政支出の無能力を概説した。そこでは、再分配効果減退の要因として、社会保障の社会保険型への移行が述べられる。最後に法人税、消費税を含めて、戦後税制全般にわたる再分配効果の低下を検証した。

さて不平等度及びその改善の程度の推測には、主にジニ係数と所得階層負担率を用いた。

(4) 検証結果。(i) 戦後日本の低賃金構造が所得の全般的な不平等をもたらししており、かかる不平等は蓄積の進展にともなって累積された。戦後日本における規模別賃金格差の拡大が、低賃金の基礎であり、結果であった。(ii) 社会保障の再分配効果は、昭和40、50年代には著しく減退した。(iii) 勤労所得重課、財産所得、利潤の軽課という税制がシャープ税制改革で確立して、以来この体制が拡充された。税制全般では、全般的な高負担の比例課税かあるいは逆進課税であると推測できよう。しかもかかる再分配効果の逆行化が継続した。とりわけ昭和40年代後半以後、財産所得及び法人所得の選別的優遇体制が強化されて、再分配政策としての租税政策が大きく後退した。(iv) 戦後日本の財政装置によって、所得不平等化傾向は一層拡大されたというのが実態である。かかる特徴は、経済成長及び企業収益が減速した昭和40年代後半以後、格段と強化された。そのなかで財

政による賃金格差縮小機能も、昭和40年代後半以後、格段と減退した。

## 戦後日本の所得不平等化

### 1 概説

人的所得分配の統計を操作するだけでは、真の所得分配の実態に迫ることができない。それでは、法人所得の内部留保分が欠落してしまうからである。賃金と利潤とのバランスから説きはじめて戦後日本の低賃金を導いて、以下賃金格差、人的所得分配、世帯所得分配、高利潤、利潤の上位集中等に進むことが肝要である。

戦後日本における労働分配率の超低水準と低下傾向に表れる低賃金が所得全般の著しい不平等化の基礎である。もとより小さい賃金部分を多数の人々の間で分配しているのが日本の実状なのである。

### 2 労働分配率の動向

今世紀資本主義諸国では、労働分配率は景気の上昇過程で低下し、下降過程で上昇するという過程を経て全般的に低下した。「工業統計表」及び「法人企業統計」によって計測した結果、かかる傾向は戦後日本でも当てはまった。但し戦後の日本では、好況の長期継続があつて、労働分配率の長期にわたる低下が存在した。戦後日本では、全所得は不平等化したといえよう。

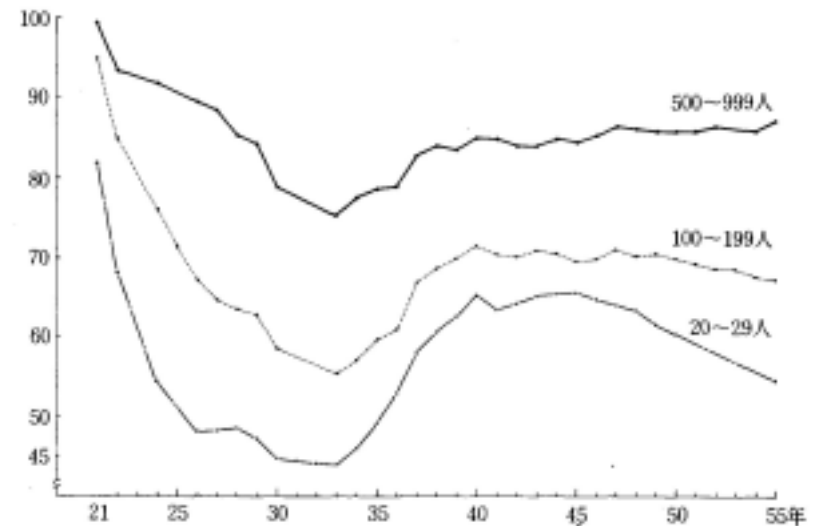
しかし、労働分配率が高まると平等になるというのではない。昭和40年代後半には、労働分配率が急速に高まった。しかし、この原因は企業の収益環境の悪化であつた。過剰生産の顕在期にあつて、単に全所得不平等化の速度が弱まったというのにすぎない。勤労所得分配では、昭和40年代後半以後、大規模な雇用調整の見返りで、不平等化の速度を強めた。

「価値実現の困難」のないかぎり、労働分配率の低下は、全所得の不平等化を意味するばかりではなく、雇用の吸引が十分に進行しない場合には、労働者間の人的所得分配の不平等化をともなつた。<sup>(6)</sup> 戦後日本における労働者間

の所得不平等化の内容のうちとくに重要なものは、中高年労働者における企業規模別賃金格差であつた。

### 3 規模別賃金格差と勤労所得分布

戦後日本では、企業規模別賃金格差は、景気の動向いかにかわらなく  
- 不況期ばかりでなく、経済成長が労働節約的になされた時期でさえも  
- ，過剰人口の圧力の強い時期に拡大した。その動向を次の五期に区分することができよう。



注1：通産省「工業統計表—産業編」、各年分より作成。  
注2：全従業員の現金給与総額を常用労働者年間月平均数で除して、一人あたりの現金給与総額を算出している。但し、昭和26年以前の各年分については、常用労働者のみの現金給与が示されている。

第1図 規模別にみた給与総額の格差（製造業、1000人以上=100）

第一期は、終戦直後から昭和26年までの格差の急速な拡大期である。<sup>(7)</sup> 規模別にみた常用労働者の給与総額の格差は、昭和21年には著しく縮小し

ていた。しかしその後、膨大な失業者の創出を支えとして、復興した企業の経済力の格差の拡大がそのまま規模別賃金格差の拡大として表れた。第二期は、昭和27年から33年までの格差の緩慢な拡大期である。朝鮮戦争後の経済規模の拡大にともなって、労働力需要が徐々に増加して、格差拡大の速度が弱まった。第三期は、昭和34年から40年までの格差の急速な縮小期である。民間投資の急増にともなって生じた労働力需給の逼迫が、中小企業の中高年労働力の需要と賃金増加に波及した。第四期は、第二次高度成長期に当たる昭和41年から45年までの格差縮小の停滞期である。

第五期は、昭和46年から最近までの格差の漸次拡大の時期である。格差の拡大は、昭和50年代には急速である。高度成長の終焉にともなって、雇用環境が悪化した。

終戦直後には著しく縮小した規模別賃金格差は、その後の復興、成長が雇用を節約してなされたものであるかぎり、拡大の一途を辿った。不況期には、規模別賃金格差は一層拡大した。戦後を通してみれば、規模別賃金格差は拡大基調で推移した（第1図）。

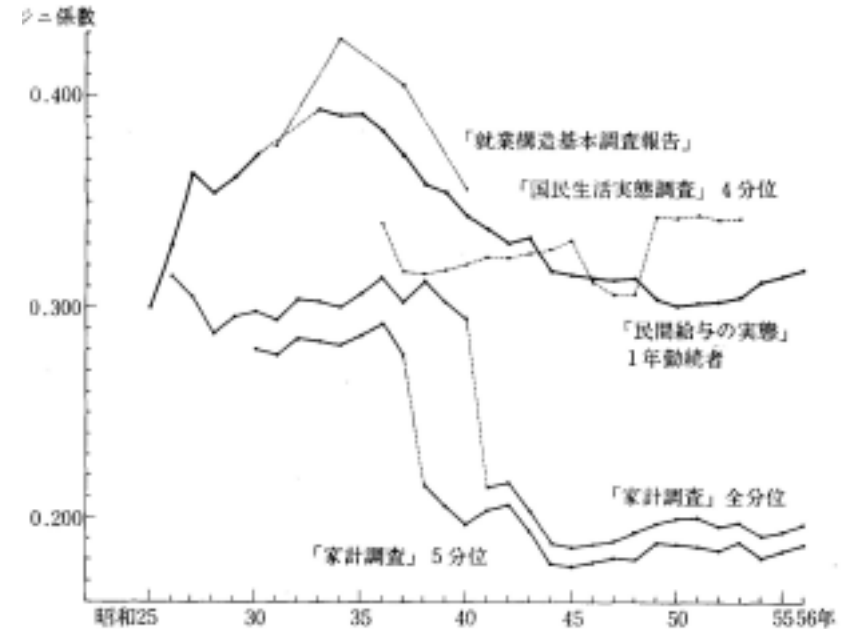
但し規模別賃金格差とはいっても、格差の大半は中高年層におけるものである。若年労働者については、規模間で著しい格差はない。

大企業の本工採用が制限され、しかも本工採用の中心が新規学卒者ということになれば、過剰人口の圧迫を受ける中小零細企業労働者、大企業の臨時工等の不安定就業者は増加せざるをえない。かかる不安定就業者の増大は、規模別賃金格差拡大の基礎である。

女子労働者の場合は、企業規模のいかんを問わず低賃金である。女子の賃労働者化は、とくに昭和50年代には家計補助的性格を強めた。もとより婦人の賃労働者化は、勤労者の世帯所得分配を個人所得分配以上に平等化させる。

但し、戦後日本における女子雇用の増加が零細企業に集中することから、男女間賃金格差の動向は、規模別賃金格差の動向と一部類似させて考えることができよう。

さて低賃金の若年労働力、女子雇用の増大、並びに高度成長の一時期に生じた中小企業の中高年労働力の波及需要の増大が、昭和30年代中頃から40年代中頃にかけて生じた勤労者の個人所得の急速な平等化現象の主因であった。



注1：「家計調査」5分位 昭和37年以前—全都市勤労者世帯、昭和38年以降—全国勤労者世帯。ジニ係数は実収入（社会保障給付を除く）で算定。

注2：「家計調査」全分位 昭和37年以前—全都市勤労者世帯1～11月平均、昭和38～40年—全国勤労者世帯1～11月平均、昭和41年以降—全国勤労者世帯一年平均1ヵ月。

## 第2図 戦後日本の勤労所得の分布の推移

税務統計によって昭和25年以後における1年勤続者の給与所得分布の動向をジニ係数で計測した結果、昭和33年までの急速な不平等化、昭和34年から44年までの急速な平等化、昭和45年から50年までの極めて軽微な平等化、昭和51年以後の不平等化の漸次拡大と区分することができた。かかる動向は、常用労働者の給与総額の規模別格差の動向を若干平等化の方

向へ偏倚させて推移したものであった。しかし，昭和30年代中頃から40年代中頃にかけて生じた勤労者の個人所得の急速な平等化は，昭和20年代後半及び30年代前半に生じた不平等化を取り戻したものにすぎなかった。おそらく，昭和20年代前半に生じたであろう急速な不平等化を取り戻すまでには至っていないと考えられる。昭和50年代には，再び勤労者の個人所得の不平等化が進行している（第2図）。

但し，1年未満勤続者，非納税者を考慮に入れると，各年における勤労者の個人所得の不平等度と不平等化傾向は，一段と底上げされたものになる。

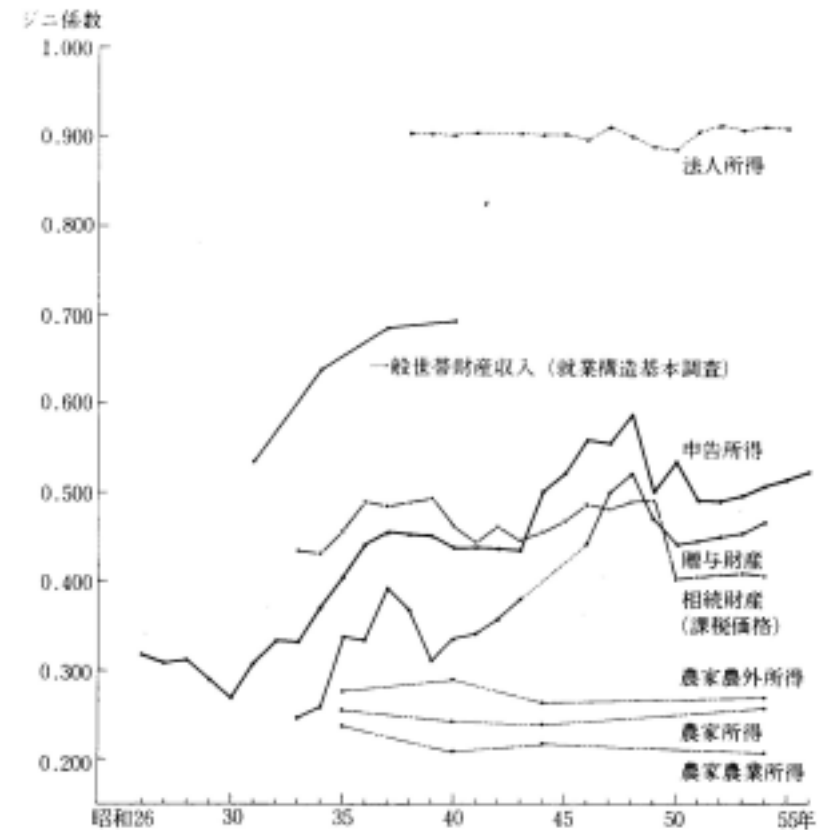
これに対して，勤労者の世帯単位の所得は，勤労者の個人単位の所得よりも平等化していると考えてよい。戦後日本ではもとより，世帯主以外の世帯員の家計補助的収入が，勤労者世帯の生計を支えていた。家族内多就業とくに婦人の賃労働者化は，世帯主の勤め先収入の実質的な伸び悩みを補う役割を果たした。かかる役割は，経済成長の減速にともなって強化されたと考えられる。

「家計調査」によって戦後日本の勤労者世帯の所得分布の動向をジニ係数で計測した結果，(i)昭和30年代の不平等化の漸次拡大，(ii)昭和40年代前半（昭和 - 45年）の若干急速な平等化，(iii)昭和46年から最近に至る若干の不平等化と区分することができた。しかし，低所得世帯を比較的多く調査対象とする「国民生活実態調査」から推計すれば，世帯所得分布は，昭和30年代後半ばかりでなく，40年代前半でさえ不平等化の累増期であった。

このように勤労者世帯では，高度成長の一時期に見られたはずの急速な平等化傾向でさえ，勤労者の個人所得の場合ほど明確ではなく，全般的にも小変動の不平等化傾向により強く支配されていた。

大企業の労働市場の封鎖性がもたらした規模別賃金格差拡大を基礎とする所得の不平等化圧力は，勤労者及び勤労者世帯に対して強力に作用した。これに対して勤労者世帯は，「労働力の価値分割」という貧困化現象で答え

たといえよう。



注1：国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」，国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」，国税庁「国税庁統計年報書」，農林省「農民生計費統計」，経理府統計局「就業構造基本調査報告」，より作成。

2：法人所得は利益計上法人

3：相続財産のジニ係数は，課税価格階級で算定。但し，昭和40～48年については，経済企画庁編「所得・資産分配の実態と問題点——所得分配に関する研究会報告——」，1975年，132頁。贈与財産のジニ係数は贈与財産価額階級で算定。

第3図 非勤労所得分布の推移

#### 4 非勤労所得分布

戦後日本では、低賃金が高利潤、高蓄積を支えた。高蓄積の過程は、巨大企業及びその支配者達への所得・富の集中の過程であった。かかる少数の支配者達への所得・富の集中は、また、零細企業老の小階層分化、農家労働力の賃労働者化の過程でもあった。

税務統計等によって、戦後日本の法人所得、個人の申告所得、一般世帯の財産収入、相続・贈与財産、農家所得の分布を調査した結果、所得・富の偏在及び集中化の急速な進行、並びに農家の兼業化の急速な進行を検証することができた。法人所得、個人の申告所得に代表される非勤労所得分布は、景気上昇期に不平等化しつつ、戦後全般的には著しく不平等化したと考えてよい。かかる動向を近似的に代表するのが、個人の申告所得の不平等化現象である（第3図）。そのうえ、昭和44年から48年にかけての個人の申告所得の著しい不平等化の主因は、長期保有土地の譲渡所得の分離・軽減課税の施行にともなって生じた譲渡所得の増大であった。税制も不平等化の一大要因となったわけである。

法人所得については、各産業でいずれも極めて少数の大企業に集中した。かかる集中度は、金融保険業、機会工業等で高く、卸売業で最も低い（「税務統計から見た法人企業の実態 昭和55年分」）。しかも、巨大企業の所得の全所得に占める割合が、景気上昇局面では一挙に高まった。景気下降局面では、逆であった。高度成長期には、法人所得の上位集中が進行した。但し、系列化の進行、六大企業集団間の競争の激化等によって、巨大企業による支配は、個別企業単位の量的分類で規定しうるもの以上に強化されてきたことであろう。巨大企業の利潤を所得再分配の源資とみなす視点が必要となるゆえんである。

農家所得については、農外所得と農業所得の分布の動向が逆方向を示しつつ、昭和40年代後半以後にみられた農外所得の不平等化の影響が徐々に浸透した。

#### 5 戦後日本の所得不平等化

戦後日本における規模別賃金格差の拡大は、低賃金の結果であるとともに原因でもあった。規模別賃金格差の動向が、勤労者及び勤労者世帯の所得分布のあり方に多大な影響を与えたことも再確認できた。戦後日本では、もとより少ない賃金部分を多数の勤労者の間で分配して、全体の所得の不平等化を促進するという体制が強化された。実際、勤労所得以外の所得統計は、全般的に景気即応的な不平等化を示した。実は所得不平等化は正の要請は、勤労者間においてよりも、巨大企業（及びその支配者）と勤労者の間で重要なのであった。

言い古されてきたことではあるが、賃金格差の解消へ向けて、中小企業労働者の横の団結と大企業の下請け収奪に対する規制が重要である。財政面では、低所得者の所得を底上げするような財政支出、税制を実施することである。

### 財政支出の所得再分配効果

#### 1 概 説

財政支出全体の機能という点からすれば、財政支出はいずれも、企業体制の維持、強化を担うものである。

高度成長以後の財政支出の構造的特徴は、第一に、道路偏重の産業基盤向けの公共投資にリードされた経費膨張傾向であった。この意味で、高度成長以後の財政支出の受益は、巨大企業及びそのグループ並びにそれらの実質的支配者に最も行きわたったと考えてよい。

社会保障は、巨大企業体制の諸矛盾の宥和装置である。この意味で、社会保障の真実の受益者は、巨大企業の実質的支配者である。

教育支出については、高等教育に移るほど金持ち指向的になることが明確である。

財政支出全体は、明らかに不平等拡大機能を有する。それにもかかわらず社会保障は、部分的に平等化作用を有する。それは、極貧者の所得を保障することであり、また病人の健康を回復することである。しかし、かかる所得保障、医療保障は、実は他の健康な労働者の賃金の再分配にすぎない。しかもかかる再分配効果は、昭和40年代、50年代には著しく減退した。

## 2 社会保険型の社会保障

社会保障拠出と生活保護給付、年金給付、医療現物給付を含めた社会保障の再分配効果を厚生省「所得再分配調査」から調査した結果、昭和42年 8.90%、47年 5.65%、50年 4.54%、53年 2.36%であった（再分配係数 -  $〔\text{当初所得ジニ係数} - \text{社会保障調整後ジニ係数}] \div \text{当初所得ジニ係数}$ ）。

社会保障の再分配効果の著しい減退は、貧困者・失業者に対する給付（生活扶助、失業保険給付）の比重の減少、所得と関係なく給付される社会保障の医療現物給付の増大、極端に負担の逆進性が強い年金保険の比重の増大を反映した<sup>(8)</sup> といえよう。一般的に、社会保障の所得保障型から社会保険型への移行が目立っている。

もとより社会保険は、保険料を拠出した人々に給付を限定するものである。他方、公的扶助は生活困難に陥った場合に、一般租税を財源にして給付を受けるものである。所得再分配機能という観点からすれば、公的扶助が社会保険に優る。

しかし戦後日本では、代表的な公的扶助である生活保護給付は、最低所得層に集中して、それを越える層では殆どないのに等しい。労働力流動化政策や成長財源確保の要請が保護水準の劣位化をもたらしたといえよう。

所得保障の手段も公的扶助から年金保険に移されているのであって、この筋からも社会保険型の社会保障が浸透している。

年金給付の再分配効果は殆どないであろう。高齢者世帯では、全収入階層にわたって一定額前後の年金給付を受けている。

医療の現物給付を除いた社会保障現金給付の再分配係数を「家計調査」から計測した結果、昭和31年 - 0.64%、35年 0.03%、40年 - 0.03%、45年 - 0.11%、50年 0.15%、56年 - 0.20%と推移した（勤労者世帯）

同様に、社会保障現金給付と社会保障の諸拠出とを合わせた再分配係数は、昭和31年 0.70%、35年 - 0.26%、40年 - 0.61%、45年 0.00%、50年 - 0.45%、56年 - 0.91%と推移した。「家計調査」にいう社会保障給付とは、健康保険法、雇用保険法、恩給法等による給付である。同様に社会保険料の拠出とは、それらの保険料等である。

みられるごとく、社会保障の現金給付 - 中味は殆ど社会保険の給付である - の再分配効果は、殆どない。現金の受け取りをともなう社会保障全体の再分配効果では、拠出面の特徴が、現金給付の再分配効果の特徴を圧殺したうえで、なお且つ独自の推移を維持している場合が多い。増減の規模こそ異なるとはいえ、「家計調査」においてみられた社会保障の再分配効果の動向は、税制に大きな変化がみられない場合の勤労所得税及び他の税（地方税）の再分配効果の動向とほぼ合致した（後述 - 2 - (1) - (ii) 参照）。いふならば、社会保障の拠出が原所得面の変化に応じており、「家計調査」では、かかる拠出面の特徴が色濃く出たわけである。

さて、戦後日本の社会保障の所得移転の再分配効果は、国際的にみても著しく低い。OECDの最近の調査によれば、日本の社会保障の所得移転の再分配効果は、スウェーデン、西ドイツ、アメリカの三分の一以下である。<sup>(9)</sup>

戦後日本における社会保障給付の低水準と所得移転体系の逆配分的な性格は、労働力流動化を期待するという意味で低賃金就業の支柱であり、潜在的失業の拡大要因であった。日本では、低賃金就業は低い「完全失業率」を意味する。しかし昭和50年代には、「完全失業率」さえ上昇しているのであって、失業者に対する給付の拡大が要請されるところである。

### 3 まとめ

社会保障の所得再分配効果の動向は、昭和40年代、50年代には大きく減退して、賃金格差縮小機能をも後退させた。所得保障型の社会保障の拡大が要請される。

## 税制の所得再分配効果

### 1 概 説

戦後日本の税制は・勤労所得重課、財産・法人所得軽課という枠組のなかで、それぞれ小所得重課・大所得軽課という差別性を体化した資本蓄積優遇税制として展開された。かかる差別性は、大法人・大所得者に対する課税優遇と勤労所得者に対する重化を根幹とした、所得課税及び消費課税全般の差別性の総体として把握することが重要である。

かかる資本蓄積型税制は・シャープ税制改革によって確立された。シャープ改革における大法人・大個人株式に対する課税の優遇、反面勤労所得控除の圧縮に代表される勤労者の重課は、シャープ改革前の占領下のアメリカ指令税制が有していた累進性を著しく減退させた。

申告所得に関する税務統計から、昭和24年と25年の申告所得者の所得税負担の再分配係数（税によるジニ係数の低下の比率。以下同じ）を計測

した結果、昭和24年23.21%、25年18.19%と大きく減退した。とりわけ、年100万円超の層の所得税平均負担率は、64.2%から47.2%へと極端に低下した。これには、昭和25年度税制改正における所得税の最高税率の50万円超55%（昭和23年の最高税率は85%）への削減が大きく影響した。

反面シャープ改革では・法人擬制説課税の徹底に向けて、配当控除の合理的設定、法人間配当の益金不算入、超過所得に対する法人税の廃止、法人普通所得に対する35%の均一課税、個人の譲渡所得の全額課税と譲渡損失の全額控除等が実施された。

法人税の実質廃止は、大個人株主に対する所得税の擁護の面で問題を残すものであった。

消費税については、シャープ勧告の直接税中心主義に沿って極力整理されていたが、反面、酒、タバコに対する消費税、入場税、物品税等で集中的に構成されることになった。

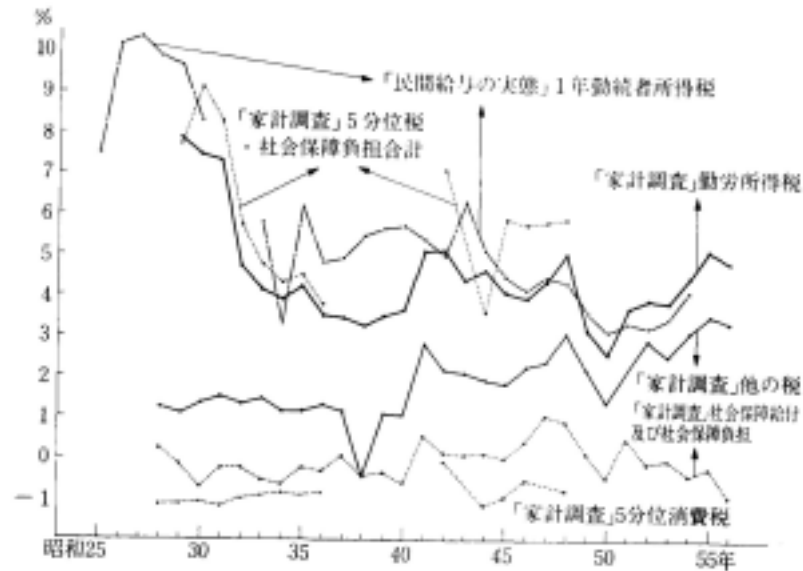
さてシャープ改革の後、昭和40年代中頃まで、個人、法人に対する所得課税を中心とする資本蓄積型税制は、個人所得税では、賃金の再分配上逆行的な「減税」政策、利子配当等の財産所得の分離・軽減課税の強化として、法人税では、基本税率の軽減、支払配当分税率の軽減、租税特別措置の一般的拡大として進行した。しかし昭和44年以後、個人の長期保有土地の譲渡益の分離・軽減課税が導入され、また法人普通所得の基本税率が上昇するなかで大法人に対する特別な優遇措置の意義が拡大されるなど、大個人財産所得、大法人所得に対する選別的優遇の度合が明確に強化された。とくに巨大企業の支配者達は、昭和40年代中頃以後、租税制度からの受益をますますわがものとしている。

これに対して勤労者の所得税については、昭和40年代後半以後、重税化の範囲が、低所得層から中堅所得層へと拡大された。とくに昭和50年代には、部課長減税も実施されておらず、この結果、勤労者のすべてにわたって高い所得税負担を強いられている。

戦後日本の勤労者ほ、かかる所得税を中心として、このほか、再分配効果が弱い（地方税）かあるいはゼロ（社会保障拠出）であるとはいえ「減税」のない場合の勤労所得税の動向とほぼ同様の変動を示す請負担、並びにその逆配分的性格が地方税の場合と同様の動向を示して変動した消費税を負担したのである。

税制による諸矛盾の緩衝装置は、昭和40年代後半以後、賃金格差縮小機能を完全に放棄して、明確に後退した。

以下、上記の論点を論証すべく、戦後日本の所得課税、消費課税の再分配効果を検証する。



第4図 勤労者課税の再分配係数

## 2 所得課税の所得再分配効果

### (1) 勤労所得課税

#### (i) 勤労所得税

勤労者の所得課税の中心をなすのが、勤労者の所得税である。勤労所得税の再分配効果は、昭和25年度のシャープ税制改革の後、一旦強まった後、昭和28年から34年にかけて急速に弱まった。とくに昭和32年には、再分配効果が一挙に弱まった。昭和30年代末期には若干の強化傾向をみせた後、40年代前半にはやや弱まった。昭和46、47年には若干強まった後、49、50年には顕著に弱まった。昭和51年以後最近までは、勤労所得税の再分配効果は急速に強化されている（第4図）。勤労所得税の再分配効果の動向は、「家計調査」、税務統計とも、ほぼ同様であった。

昭和20年代前半の勤労所得税の再分配効果を推進することは困難である。しかし申告所得者の所得税の統計から推測すれば、昭和24年以前の勤労所得税の再分配効果は一段と強かったものと考えてよい。

このようにみると、勤労所得税の再分配効果は、昭和20年代後半から昭和40年代にかけて著しく減退したことになる。「減税」の規模の大きい年分における再分配効果の減退が、目立っている。昭和50年代には、「減税」のないことが、かえって中堅勤労者の所得税負担をより高めることになった。

さて、戦後日本の勤労所得税の「減税」は、課税最低限の引上げと累進税率の緩和を中心として昭和20年代後半から40年代にかけて実施された。昭和25年度から40年代中期までの期間の税制改正による「減収額」

の合計を比較すると、諸控除の引上げが税率緩和の約四倍であった。

申告所得の所得税の再分配効果の変動要因の分析結果<sup>(10)</sup>からの類推によれば、確かに、所得控除の逆進的配分の規模が全般的に弱まった結果、所得控除から受ける相対的な利益が高額所得層に集中する傾向が強まった。しかし、所得控除の再分配上の規模が低下した結果、近年では課税範囲が拡大して、再分配効果の要因としては、所得控除要因を軽視しうようになっていると考えられる（第1表）。

給与と所得控除を含めた、勤労者世帯における課税最低限の実収入に占める割合は、昭和46年には67.5%に達したが、50年代にはこの比率の低下で急速である（「家計調査」）。所得階層別負担率の推移から判断すれば、低所得世帯にとっては、昭和35年以後における課税最低限の引上げ幅は、物価調整機能を果たさぬ不十分なものであった。

#### (ii) 地方税、社会保障

「家計調査」から推計した勤労者世帯の地方税（「他の税」）の再分配効果は、所得税と比較して著しく低水準で推移したとはいえ、「減税」のない場合の所得税の動向とほぼ合致して推移して、近年急速に強化された。

「家計調査」の「他の税」は、固定資産税、住民税、自動車税、相続税

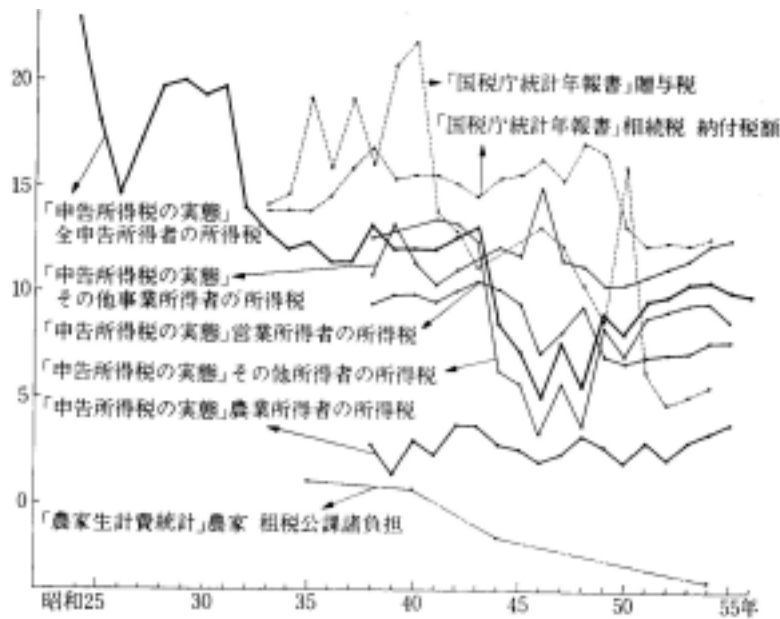
等を含むとされる。

市町村民税については、昭和30、40年代における所得割課税世帯の増加傾向と均等割のみの課税世帯の減少傾向を挙げなければならない。昭和50年代には・逆に所得割課税世帯の減少及び市町村民税非課税世帯の増加傾向が存在する（「国民生活実態調査」）。

社会保障の純負担（拠出マイナス現金給付）の再分配効果は、前述したようにゼロ前後で推移する。しかしその動向は、地方税の場合と同様であった。

近年、勤労者の全階層に対する重課という特徴が、地方税及び社会保障によって拡充されている。

(2) 申告所得者の所得税



第5図 非勤労所得者課税の再分配係数の推移

給与等の源泉徴収税額を含む全申告所得者の所得税の再分配効果は、シャープ税制改革（昭和25年），昭和32年から37年までの期間，及び昭

和44年から48年までの期間に目立って弱まった。昭和50年代には，再分配効果が若干持ち直している（第5図）。

かかる動向は，勤労所得税の再分配効果（税務統計）をほぼ倍幅して推移したうえで，昭和44年以後における譲渡所得の実現の変動の影響を受けたものである。<sup>(11)</sup> 譲渡所得の変動の影響を除外した純粹の申告所得者の所得税の再分配効果の動向は，「営業所得者」の所得税の動向から類推することができよう。

昭和44年以後における個人の長期保有土地の譲渡所得の分離・軽減課税措置は，申告所得の著しい不平等化とその所得税の再分配効果の著しい減退をもたらした。かかる優遇措置は，キャピタル・ゲインに対する最後の減免措置として登場したとはいえ，個人財産所得優遇体制の強化という点で画期的であった。

土地の政策税制の実施は，譲渡所得の増大をもたらしたばかりでなく，申告所得者間の所得控除の配分のあり方並びに税率構造のあり方に多大な影響を与えた。

第1表 ジニ係数の低下率(申告所得者)

年	合計所得 - 課税所得 (所得控除)		課税所得 - 税引後所得 (税率)	
	%		%	
昭31	-00.99		9.19	
32	-78.62		6.57	
35	-56.56		6.00	
38	-40.18		6.24	
41	-40.10		6.80	
44	-36.47		3.47	
47	-27.04		3.20	
50	-29.10		3.96	
53	-31.15		5.80	
56	-27.40		5.53	

注：「税務統計から見た申告所得税の実態」より作成。

ジニ係数の低下率を計測した結果，申告所得者間の所得控除の逆進的配分の規模の減退は，昭和30年代前期（とくに32年）及び中期，並びに昭

和44年～48年に集中した（第1表）。

昭和30年代にはごく僅か存在した税額控除の再分配効果は、全般的に逆行化して、昭和50年代には殆どゼロとなった。

税率構造による課税所得のジニ係数の低下率は、昭和32年、昭和44～48年には急速に低下し、昭和34年、50年には若干の低下となった。しかし、他の年分では大きな変化が生じなかった結果、かかる減退は、所得控除の累進的配分への移行の速度ほど急なものではなく、申告所得者の所得税全般の再分配効果の低落動向と歩調を合わせるものとなった。

所得控除の水準自体、戦後日本では極めて低く、しかも所得控除によるジニ係数の低下率が昭和40年代後半以後上昇しすぎたこともあって、申告所得者の所得税の再分配効果の減退の動向を規定したものは税率構造要因であったと考えられる。

昭和44年以後、譲渡所得等を通じる財産所得者の税制からの受益は、個別化・巨大化している。反面、低申告所得者はこの間、所得控除の累進的配分への移行による不利益を増大させている。

さらに、申告所得統計に入らない利子配当所得の分離課税がもつ意義も、近年ますます増大している。

### （3）相続税及び贈与税

昭和50年度における遺産にかかわる基礎控除額の大幅な引上げ（600万円 + 120万円 × 法定相続人数 - 2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数）が、相続一件当たりの課税価格（相続人の取得財産価額から非課税財産、債務控除の額、葬式費用等を控除して、相続開始前三年以内の被相続人からの贈与財産価額を加算したもの）を平準化させたばかりでなく、相続税の納付税額の再分配効果も一挙に低下させた（第5図）。

相続一件当たりの納付税額の再分配効果は、昭和30、40年代には、15、16%前後で推移したが、昭和50年代には、12、13%台へと低下した。

相続税の納付税額の再分配効果は、昭和40年代までは、相続財産の課税価格分布の不平等化傾向に沿って幾分強化されてきたが、昭和50年代に

は、財産所得課税の優遇の要請に答えるかのように顕著に低下した。

贈与税についても、所得財産価額分布が景気順応的な不平等化傾向を示したのにもかかわらず、納付税額の再分配効果は、贈与税の税率の引下げがなされた昭和41年、基礎控除額の引上げ、最低税率適用区分の拡大が実施された昭和50年に非常に著しく低下した。

昭和40年代以後、贈与財産の不平等化を著しく促進するがごとく、贈与税の再分配効果が低下した。

### （4）農家の諸税公課

昭和40、50年代には、農家の諸税公課（国税、市町村民税、社会保険負担、部落協議費等）の再分配公課も低下して、逆進的配分となるに至った。

（第5図）。

昭和54年分の「農家生計費統計」から、可処分所得階層別の諸税公課負担率を算定した結果、専業、兼業農家ともに170万円未満の階層で40%台と著しく高かった。以下、所得階層が上昇するのにもなって諸税公課負担率が低下して、トップの600万円以上の専業農家では約12%と最低を示した。

### （5）法人税

#### （i）法人税の基本的仕組み

法人税の考え方としては、法人税を個人所得税の前取り課税とみなす説（法人擬制説）と、法人税と個人所得税を別個のものと考えて法人を独自の納税主体とみなす説（法人実在説）とが対立している。

シャウプ勧告は法人擬制説に立脚して、35%の比例税を課すとともに、配当所得の25%を個人所得税から控除した。法人の内部留保所得捕捉の手段としては、株式の譲渡益課税が提案された。

しかし昭和28年には、株式の譲渡益が非課税となり、昭和36年には、支配配当分の所得に対する軽減税率が導入された。基本税率も高度成長期には、低下するばかりであった。資本蓄積を優遇する租税特別措置も、シャウプ税制改革後、拡大した。シャウプ税制改革後、個人所得税と法人税と

の統合方式は、大企業の内部留保充実の要請に答えて、後退した。

個人所得税と法人税との統合は、法人税の実質廃止を意味するものであり、個人所得税に対する法人税の優遇構造を形成する。このことほ、完全統合の場合でも変わらない。

G・ブレイクとJ・A・ベックマンは、個人の所得規模別に、法人税及び個人の法人源泉所得に対する税、法人所得に限界個人所得税率を乗じた場合の税額、を算定した後からを控除して株主の「超過負担」をもとめた。その結果、株主の「超過負担」は、所得規模の底で最も高く、トップで最も低くなる<sup>(12)</sup>と論じた。

しかし、法人所得及び法人税が一般株主の管理下にあるとは、今日の巨大企業支配体制下、到底考えることはできない。ベックマンの言葉を借りれば、「理論的に法人税を正当化する理由は、法人は法人の役員と経営者によって運営される資本蓄積のための乗物であり、株主の管理化におかれるものではないということである」。<sup>(13)</sup>

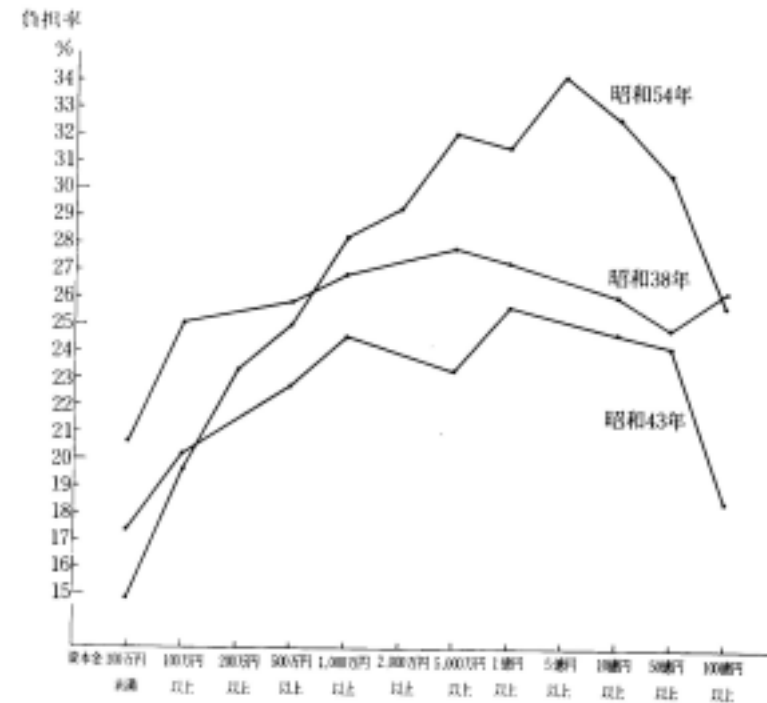
しかし巨大個人株主等、企業の実質的支配者たる自然人は、配当ばかりでなく内部留保所得のすべてを支配できる能力を有する。他方、一般小株主にとっては、配当目的がすべてであり、課税もそれだけで完結する。個人所得税擁護上、法人独立課税は重要である。

#### (ii) 法人間の法人税負担配分

シャープ税制改革後昭和40年代前半まで、比較的全法人包括的で一部中小企業にも受益が及んだ法人所得に対する一般的な優遇税制は、昭和40年代中頃から法人税の一般的な重課が進むなかで、特定の巨大企業に対する選別的優遇の度合を一段と強めて現在に至っている。

税務統計から、法人税の転嫁がないと仮定した場合の各年における企業の法人税負担率を資本金階級別に算定した結果、税収の脱漏が巨大企業ほど大であり、中堅規模以上の企業の間で法人税負担率の逆進課税が存在することが判明した。昭和38年以後で見れば、かかる逆進性は、昭和43年までは縮小したが、昭和44年から54年にかけて拡大した。各年における

第6図 資本金階級別法人税実質負担率



注1：国税庁『税務統計から見た法人企業の実態』より作成。作図の便宜上、3年分についてのみ掲げた。

$$2: \text{法人税実質負担率} = \frac{\text{法人税}}{\frac{\text{調査所得金額} + \text{引当金} \cdot \text{準備金増加} + \text{租税特別措置法による減価償却費} + \text{受取配当益金} - \text{不算入額} + \text{寄付金} - \text{損金算入額} + \text{交際費損金算入額}}$$

法人税負担率ほ、低資本金階層では低く、以下資本金規模が拡大するのにもなって上昇して、資本金5,000万円以上10億円未満の法人で最も高まった。しかし、資本金規模がさらに拡大するのにもなって、今度は法人税負担率が急速に低下した(第6図)。しかも、大企業における法人税負担率の逆進性は、景気の下降局面で著しく高まり(例えば昭和49年),

上昇局面では若干縮小したことが判明した。

また、各年における法人税の脱漏を業種別に算定した結果、重化学工業、金融保険業、卸売業の大法人が、法人税の軽減並びに法人税制の弾力的運用からの利益を十分に受けたことが判明した。

戦後日本の法人税制は、重化学部門の蓄積を中心とする大企業優遇税制として発展した。かかる大企業、したがって大企業の支配者達に対する優遇税制は、昭和40年代後半以後、法人税の一般的強化のなかで、選別性を強めたといえよう。

### (iii) 法人税の転嫁

法人税の大半が消費者に転嫁されると仮定すれば、各人の法人税負担率は、最低所得層で著しく高くなり、次階層以下低下するというパターンとなるであろう。実際、大企業の法人税の大半が消費者、労働者に転嫁されているものと考えてよい。

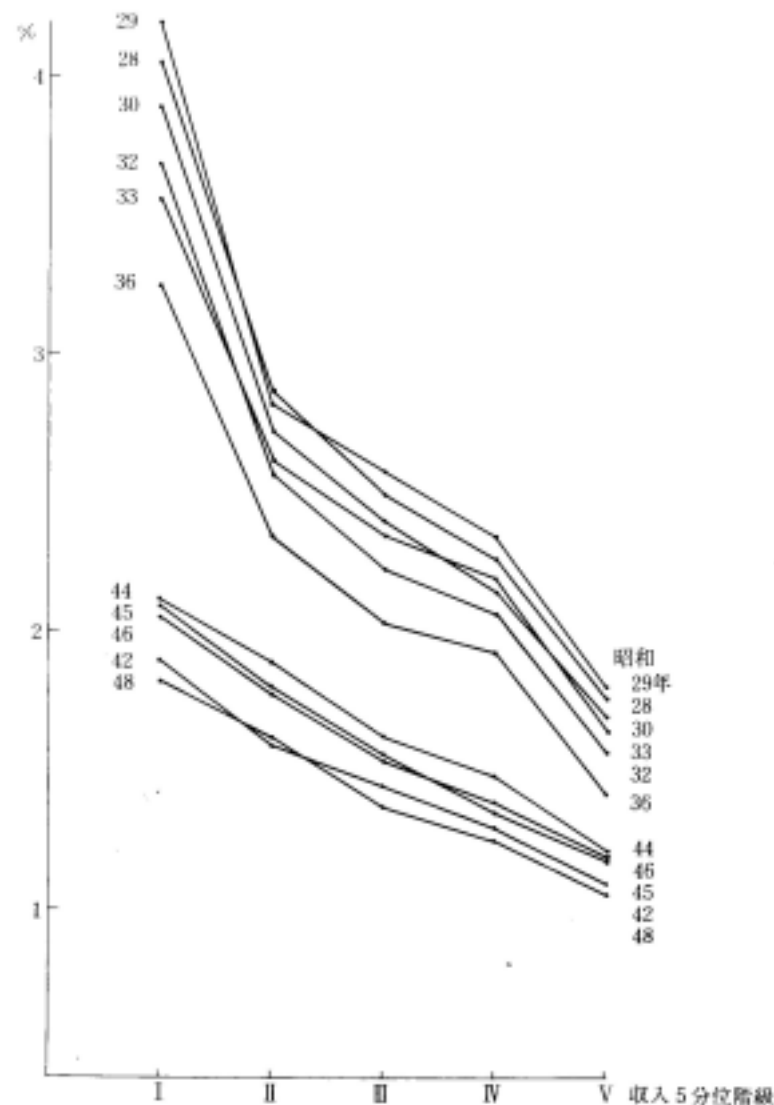
このように、法人税が転嫁して株主の負担となっていないとすれば、法人税によって税制全般の累進性は著しく弱められる。この点、後続の論文で検証してみたい。

## 3 消費課税の所得再分配効果

「家計調査」から、昭和30年代末以後の各年における主要な消費税の所得階層別負担率を計測した。調査対象税目は、酒税、物品税、揮発油税及び地方道路税、電気税及びガス税、入場税、砂糖消費税、たばこ税である。計測にあたっては、消費税の消費者への完全転嫁を仮定した。

その結果、たばこ税、酒税、揮発油税及び地方道路税で逆進性が顕著であった。電気税及びガス税、砂糖消費税、入場税の負担水準は軽微であった。物品税は、昭和40年代には、中間所得層の手前の所得層で負担率が最も高まり、中間層以上の所得層では軽度の逆進構造をみせた。揮発油税及び地方道路税は、昭和40年代中頃には明確な逆進構造を有するものに変化して以来、年々逆進的配分の規模が強化されつつある。これには、自動車

第7図 勤労者世帯1世帯あたり消費税負担率



注1：「家計調査年報」により作成。

注2：昭和28-36年分 具塚啓明・新飯田宏「税制の所得再分配効果」(藤田晴編『財政政策』、日本経済新聞社、1973年) 191頁より作成。

の必需品化の影響があらわれている。

選択した消費税全体の所得再分配効果を計測した結果、軽度の逆進的配分を示した（第7図）。軽度なのは、消費税の負担水準が低いためである。

貝塚啓明・新飯田宏両氏の所得階層別消費税負担率の推計（昭和28 - 36年）<sup>(14)</sup> と筆者の推計とを接続させて、戦後日本の消費税の負担水準と逆進的配分の規模（負担率の高低差）の動向を推測した。その結果、昭和36年以前の消費税の負担水準と逆進的配分の規模は、収入五分位でみても、著しく増大していた。消費税の負担水準と逆進的配分の規模とは、ともに同方向へ変動した。消費税の逆進的配分の規模は、昭和20年代末期に若干増大し、30年代前半には緩慢に減少した。昭和30年代後半には、おそらく急速に減少したと考えられる。昭和40年代に入ると、逆進化が若干もち直した。昭和49、50年には、累進化への移行が目立ち、51年以後また逆進化が若干もち直していると考えられる。

このようにみると、消費税の逆進的配分の規模の動向は、勤労者の地方税の再分配効果の動向と同じく、所得分配面の変動の影響を強く受けたものとなった。やはり昭和40年代中頃以後、消費税の逆進的配分の規模が強まる傾向にある。消費課税は、所得課税以上に勤労低所得重課の手段なのであった。

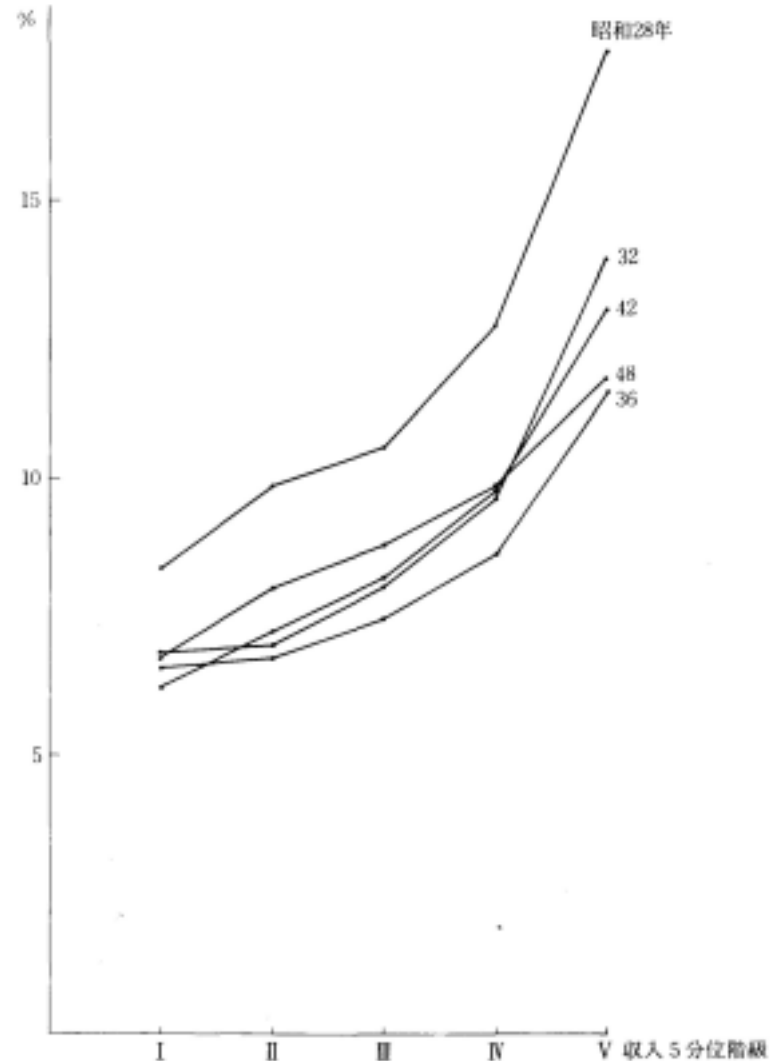
近年、累進的支出税の論議が盛んである。しかし消費税では、その消費が所得の大部分を表わさない僅かな高額所得納税者を捕捉できない。所得課税の抜け穴を埋める努力こそ重要である。

#### 4 消費税を含めた税、社会保障の所得再分配効果

「家計調査」から、勤労者世帯について、消費税を含めた税及び社会保障拠出の再分配効果の水準と動向を調査した結果、戦後日本における勤労者世帯の総負担（法人税を除く）の再分配効果の水準と動向は、結果的には勤労所得税のそれとほぼ合致した（第4図）。

同様に、勤労者世帯における総負担率を所得階層別に計測すれば、最低

第8図 勤労者世帯1世帯あたり税・社会保障負担合計負担率



注1：「家計調査年報」より作成。

注2：昭和28 - 36年分 貝塚啓明・新飯田宏「税制の所得再分配効果」(藤田晴編『財政政策』日本経済新聞社、1973年) 191頁より作成。

所得階層で高く（昭和45年11.3%）、次の所得階層で一挙に低下する（同5.3%）、以下徐々に高まり、最高所得階層で最も高くなる（同14.0%）。収入五分位別に総負担率を計測すれば、驚くべきことに から までの所得階級における総負担率の上昇度合は、極めて緩いものであった（第8図）。

これに法人税の消費者への転嫁分の逆進課税を加味すれば、勤労者世帯の最低所得階層の総負担率は、相当高率に達して推移したのではないかと考えられる。法人税転嫁を仮定しなかった場合の次所得階層以下の世帯における、なだらかな累進性も、全般的高負担の比例課税かあるいは逆進課税へと転化することになったであろう。

## 結 び

戦後日本の税制全般にわたる所得再分配効果は、極めて弱いかあるいは逆進化されており、しかも全般的に逆行化傾向を示した。とくに、経済成長が減速した昭和40年代後半以後、全般的な増税攻勢のなかにあつて、巨大企業及びその支配者、大資産家は、選別的に優遇された。昭和40年代後半以後、減速した利潤を低賃金と再分配逆行的な税制によって維持、拡大するという傾向が格段と強化されたといえよう。

同様に、昭和40年代後半以後、社会保障の再分配効果が著しく減退したことをあわせると、税財政を通じる再分配政策は、昭和40年代後半にほ、シャープ税制改革以来の転機を向かえたといえそうである。

他方、戦後日本の経済成長は、労働力需給逼迫時には、勤労所得の劣位平等化現象をともなった。しかし、全般的な不平等化は、景気上昇下ほど急速であった。昭和40年代中頃までは、「部課長減税」など、宥和的な再分配政策を残しつつ、税制全般にわたる再分配効果が減退した。

しかし、経済成長の減速は、個人所得の不平等化を一層拡大させたばかりでなく、再分配政策の著しい逆行化をとり込んで、矛盾を著しく拡大させた。昭和40年代後半以後、財政による賃金格差縮小機能も、完全に放棄された。

現在、低所得を底上げするような税財政政策を実施する必要に迫られているのである。

紙幅の制約で、戦後日本の税制の所得再分配効果の要点のみの記述となった。各税の詳細な検討は、後続の論文で取り扱うことにしたい。

## 註

- (1) 経済企画庁『勤労者世帯の所得分配の研究』1979年、65頁参照。
- (2) 厚生省『所得再分配調査報告3年毎発行、より算定。
- (3) 経済企画庁『所得・資産分配の実態と問題点』1975年、石弘光『租税政策の効果』東洋経済新報社、1979年。
- (4) 石崎唯雄『日本の所得と富の分配』東洋経済新報社、1983年、ii頁参照。
- (5) ジニ係数ほ、三角形面動こ占める、ローレンツ曲線と均等分布線で囲まれた面積の比率。数値が高いほど不平等を示す。ジニ係数の低下率は一般に再分配係数と称し、再分配効果を測定する目安となる。
- (6) 労働分配率とジニ係数との関係は、基本的には相関関係であつて、「逆相関」（石崎前掲象iii頁）ではないと考える。
- (7) この点、石崎前掲書では明確にされていない。
- (8) 宮島洋「財政支出はどのように配分されたか」（『エコノミスト』1980年12月2日）、83 - 84頁参照。
- (9) 石崎前掲書、137頁参照。
- (10) T. Oberhofer, "The Redistributive Effect of the Federal Income Tax," National Tax Journal, Vol. 28 (March 1975) 参照。
- (11) この動向ほ、申告納税額のみでの再分配効果を倍幅しつつ、同方向へ推移したものであつた。石崎前掲書、74頁参照。
- (12) G. Break and J.A. Pechman, "Relationship between the Corporation and Individual Income Taxes," National Tax Journal, Vol. 28 (September 1975), P. 342参照。
- (13) J.A. Pechman, "Tax Policies for the 1980s," Economics in the Public Services: Edited by J.A. Pechman and N.J. Simler, 1982, P. 167.
- (14) 貝塚啓明・新飯田宏「税制の所得再分配効果」（藤田晴編『財政政策』日本経済新聞社、1973年）、191頁参照。